

目で見て マネして 使って覚える 手話講習会

はじめに・・・

- ①この講習会では、手話を第一言語としている聴覚障がい者（以下、「ろう者」）が使う手話を、ろう者から学ぶことを大切にしています。そのため、地域のろう者が講師を担っています。
- ②講習では、「手話を見る」、「手話を使う」、「意味や文法を動作で覚える」ことを主としており、原則として講習中にテキストや筆記具等は使用しません。
- ③日本語の音声による指導は必要最低限となっており、受講生においても、講師の指示があるまで日本語（音声）の使用はお控えください。講師の手話や動きを見て、何を伝えようとしているのか想像力を働かせながら受講してください。
- ④手話を見逃してしまうことを防ぐため、講習中にメモを取ることもお控えください。（休憩時間を除く）

・上記①～④の指導方針をよくご理解のうえ、お申し込みください。

◇新型コロナウイルス感染症等の感染防止の取組

1. 受講にあたってのお願い

- ・受講当日は事前に検温と健康チェックをしていただき、風邪症状がある場合は欠席していただきますようお願いいたします。
- ・会場入口で検温、消毒をお願いいたします。
- ・受講生が新型コロナウイルス感染症等の陽性者または濃厚接触者であることが判明した際には、できる限り速やかに事務局までお知らせください。

2. 講習会会場での対策

- ・講習会中は常時窓を開放し、換気を行います。
- ・受講生が座る場所を指定し、身体的距離を確保します。
- ・講習会中は透明マスクを、休憩時間には通常のマスクの着用をお願いいたします。講師等も透明マスクまたはフェイスシールドを着用します。

3. 休止、中止、保健所等への情報提供

- ・講師、スタッフ、受講生等が新型コロナウイルス等の陽性者または濃厚接触者であることが判明した場合には、当該クラスを休止とします。
- ・必要に応じて、保健所等へ受講に関する情報を提供することがあります。
- ・緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が適用された場合や、講習会にてクラスターが発生した場合などには、講習会を休止、または中止とすることがあります。

◇当講習会の目的

当講習会は、手話奉仕員（注1）及び手話通訳者（注2）を養成するためのものです。手話を学ぶことの他、受講生が地域のろう者と知り合うことも目的の一つとしています。そのため、地域のろう者等も講師として指導を行います。

注1 手話奉仕員：この要領では、「ろう者とその文化についてある程度の理解があり、同じ地域で暮らす市民として支え合いの精神を持っている方で、手話による簡単な会話ができる方」とします。

注2 手話通訳者：高い手話技術に加えて通訳者として必要な倫理や技術を習得しており、ろう者の社会参加の促進等を支援するために、市の手話通訳者として登録されている者を言います。

◇募集・申し込みに関すること

1. 募集時期

- | | | |
|-----------|---|-----------------------|
| ①入門（昼）クラス | } | 令和4年6月1日～6月30日必着まで受付 |
| ②入門（夜）クラス | | |
| ③基礎クラス | } | 令和4年3月15日～4月15日必着まで受付 |
| ④通訳応用クラス | | |
| ⑤通訳養成クラス | | |

計5クラス開催（各クラスの詳細はP3をご覧ください）

2. 申込、受講の決定、受講料の振込、持ち物等

(1) 申込方法

- ・当講習会の対象者は、市内在住、在学、在勤の高校生以上の方となります。
- ・添付の申込書に必要事項を記入のうえ、お申込みください。
必要事項が記入されていればEメール等での申し込みも受け付けます。
- ・送付先は添付の申込書に記載してあります。
- ・各クラスの定員を超過した場合には、抽選となります。

※記載内容に不備があると受講できないことがありますので、ご注意ください。

(2) 受講決定通知の送付と受講料の振り込み

- ・受講が決定した方、抽選により落選した方の双方に通知を送付いたします。
- ・お申込みいただいたクラスの開始1週間前までに通知が届かない場合は、事務局までお問い合わせください。
- ・受講決定通知には受講料の振込先と納入期限を記載しております。期限までに入金を確認できなかった場合には受講できないことがありますので、ご注意ください。
（振込手数料は自己負担となります）

※講習会開始後の返金は致しかねますので、ご了承ください。

(3) 受講にあたってご用意いただくもの

- ・透明マスクを各自でご用意ください。
口の形が見えるように、講習会中は透明マスクの着用をお願いします。薬局等で販売しているもので構いません。

- ※フェイスガードでも構いませんが、曇って前が見づらくなることや、講師から受講生の表情が見えづらくなる場合がありますので、透明マスクをお勧めしています。
- ・入門クラス、基礎クラスでは、原則として筆記用具は使いません。

◇開催クラスの対象者、定員及び受講料(受講料は1年間の定額)

1. 開催内容(感染症の流行などにより、下記予定が変更になることがあります)

(1) 手話奉仕員の養成を目的としたクラス

入門クラス (昼・夜共通)	対象： ①初めて手話を学ぶ方 ②入門クラスの受講が2回目の方	講習回数： 全25回	受講料： 2,500円
	主な講習内容： ・あいさつ、名前、趣味、仕事、数字、日時、手話の文法、ろう文化の理解他		
入門昼クラス (定員25名)	・7月19日(火)～2月28日(火) ・火曜日 10:00～12:00(月3回開催予定)		会場： 市民センター他
入門夜クラス (定員25名)	・7月19日(火)～2月28日(火) ・火曜日 19:00～21:00(月3回開催予定)		会場： 社会福祉センター他
基礎クラス (定員25名)	対象： ①入門クラス修了相当の方 ②基礎クラスの受講が2回目の方	全30回	受講料 3,000円
	・入門クラスの復習、手話の文法や特徴、ろう文化の理解他		
	・5月18日(水)～2月8日(水) ・水曜日 19:00～21:00(月3回開催予定)		市民センター他

(2) 手話通訳者の養成を目的としたクラス(受講選考試験を実施します)

通訳応用クラス (定員25名)	対象： 受講選考試験に合格した方で、東村山市の登録手話通訳者をを目指す方	全30回	受講料 3,000円
	・手話の読み取り、聞き取り表現、手話の特徴、ろう運動他		
	・5月21日(土)～2月25日(土) ・土曜日 10:00～12:00(月3回開催予定)		社会福祉センター他
通訳養成クラス (定員25名)	対象：受講選考試験に合格した方で、当講座修了後、東村山市の登録手話通訳者として活動する意思のある方	全25回	受講料 2,500円
	・手話の読み取り、聞き取り表現、手話通訳者としての心構え、模擬通訳他		
	・7月8日(金)～2月24日(金) ・金曜日 19:00～21:00(月3回開催予定)		社会福祉センター他

2. 受講選考試験に関すること

(1) 通訳応用クラス 受講選考試験について

4月23日(土)10:00～ 社会福祉センター(諏訪町1-3-10)

試験内容:手話表現の読み取り、聞き取り表現

(2) 通訳養成クラス 受講選考試験について

5月13日(金)19:00～ 社会福祉センター(諏訪町1-3-10)

試験内容:手話表現の読み取り、聞き取り表現

※選考試験に不合格となった方は、前年度受講クラスの再受講は可能です。

(ただし、同一クラスの受講は2回まで。3回目以降は要相談。)

3. カリキュラム、資料等

・カリキュラムの詳細は後日配布します。

・参考資料等(当講習会では原則として既存のテキスト等は使用しません)

①入門クラス:講師準備教材 参考図書配布

②基礎クラス:講師準備教材 (動画、パワーポイントなど)

③応用クラス:講師準備教材 (動画、パワーポイントなど)

④養成クラス:講師準備教材 (動画、パワーポイントなど)

※上記の教材を毎回使用するわけではありません。適宜講師からお知らせいたします。

4. 修了証の交付

規定回数以上出席した方を対象に、修了証を交付します。

・入門 全25回中、20回以上の出席

・基礎 全30回中、24回以上の出席

・応用 全30回中、24回以上の出席

・養成 全25回中、20回以上の出席

※修了証の交付要件を満たせなかった場合でも、進級するか否かは受講生ご自身の判断で構いません。

◇その他

1. 同一クラスの受講について

初めて受講する方を優先し、同一クラスの受講は連続で2回(2年)までとしています。

また、上のクラスに進んだ場合は、下のクラスを受講することはできません。

※手話講習会を最後に受講した日から3年以上、いずれのクラスも受講していない場合にはこの限りではありません。

2. 入門クラス受講生の見学について

入門クラスは基本的に昼と夜で同じ日に同じ内容の講習を行っています。何らかの事情で欠席せざるを得ない場合、同日の講座の昼又は夜クラスを見学することができます。見学を希望する方は、事前に担当講師を通して申出てください。ただし、感染症予防の観点から見学をお断りする場合があります。

以上

令和4年3月

東村山市手話講習会運営委員会

《 事務局 》

社会福祉法人 東村山市社会福祉協議会

基幹相談支援センター 手話講習会担当

東京都東村山市野口町1-25-15

TEL : 042-394-6333

FAX : 042-393-0411

E-mail : shuwa@hm-shakyo.or.jp

令和4年度 東村山市手話講習会 申込み用紙

東村山市社会福祉協議会 手話講習会担当 行

以下の1～5の全てにご記入ください

(申込日: 年 月 日)

1	住 所			
	東村山市外にお住いの方は、右のいずれかに○をしてください			在学 ・ 在勤
2	ふりがな 氏 名	令和4年4月2日時点 (満 歳)		
3	連絡先	電話(固定・携帯):	_____	
		F A X:	_____	
		Eメール:	_____	
4	受講を希望するクラスにチェック(☑)を入れてください。			
	<input type="checkbox"/> 入門(昼)クラス <input type="checkbox"/> 入門(夜)クラス <input type="checkbox"/> 基礎クラス	※受講選考試験があります <input type="checkbox"/> 通訳応用クラス <input type="checkbox"/> 通訳養成クラス		
以下の期間内に受講歴のある方はご記入ください				
	令和3年度 []クラス	令和2年度 []クラス	令和元年度 []クラス	平成30年度 []クラス
5	障害等への配慮の必要性	有 ・ 無		
	必要な配慮の内容 (「有」の方のみ) 例:視力、聴力、 手指の動作、車いす等			

上記に記載された個人情報は、手話講習会の開催に関してのみ使用します。

【 申込書送付先 】

〒189-0022 東村山市野口町1-25-15

東村山市社会福祉協議会 手話講習会担当 行

FAX:042-393-0411 / E-mail:shuwa@hm-shakyo.or.jp

受付日: 月 日

担当者: